

青森県農業農村整備設計単価管理要領

平成24年3月27日制定

令和2年9月30日改正

1 適用

この管理要領（以下「要領」という。）は、青森県農林水産部農村整備課所管の農業農村整備事業（以下「事業」という。）の土木・建築工事及び委託業務の積算に用いる設計単価、積算基準（歩掛）等の決定（改定）及び管理に適用する。

2 用語の定義

（1）主要資材

主要資材とは、アスファルト合材、生コンクリート、骨材、鉄筋コンクリート用棒鋼をいう。

（2）一般資材

一般資材とは、主要資材以外の資材をいう。

（3）労務単価

労務単価とは、農林水産省及び国土交通省が所管する公共工事に従事した建設労働者の賃金等の実態を調査した結果を基に決定した公共工事設計労務単価をいう。

（4）市場単価

市場単価とは、材料費、労務費、機械経費等で構成される施工単位当たりの市場での取引価格をいう。

（5）土木工事標準単価

土木工事標準単価とは、標準的な工法による施工単位当たりの直接工事費で、歩掛、材料費、労務費、機械経費（損料賃料）等によって算出された単価をいう。

（6）物価資料

物価資料とは、(一財)建設物価調査会及び(一財)経済調査会が発行している以下の刊行物をいう。

ア 「建設物価」(月刊)(WEB物価版を含む)

イ 「積算資料」(月刊)(積算資料電子版を含む)

ウ 「土木コスト情報」(季刊)(デジタル土木コスト情報を含む)

エ 「土木施工単価」(季刊)

オ 「建築コスト情報」(季刊)

カ 「建築施工単価」(季刊)

（7）特別資料

特別資料とは、物価資料及び市場単価で把握できない資材の単価を決定するために建設資材調査により作成した以下の資料等をいう。

ア 農業農村整備設計単価表

イ 県土整備部設計単価表

ウ 森林土木事業基本単価表

（8）国公表資料

東北農政局等が独自に調査し、公表している資料をいう。

(9) 建設資材調査

建設資材調査とは、年度版、定期設計単価の決定のために行う資材及び臨時調査対象資材の市場価格（取引価格）調査をいう。

(10) 臨時調査

臨時調査とは、特別資料に掲載されていない資材、物価資料に掲載されているが規格が異なる資材、又は、市場に流通しているが受注生産（設計提示）している資材等の単価を決定するための臨時の調査をいう。

(11) 見積書

見積書とは、製造会社、販売会社等から徴取したものをいう。

3 設計単価の決定

農業農村整備設計単価表に掲載されている単価によるものとし、農業農村整備設計単価表に掲載されていない単価の決定方法は、特別資料（県土整備部設計単価表及び森林土木事業基本単価表等）、物価資料、国公表資料、臨時調査、見積書の順によることを原則とする。

4 設計単価の改定時期

(1) 設計単価は原則として4月1日及び10月1日に全面改定を行う。

(2) 4月1日改定は3月期（調査期間：1月下旬から2月上旬）、10月1日改定は9月期（調査期間：7月下旬から8月上旬）の特別資料及び物価資料に基づき決定する。

(3) 上記以外の単価改定の必要が生じた場合の適用月日は、原則として物価資料の翌号発行月の1日とする。（例えば、5月号（5月期）であれば6月1日適用、春号（4月発行）であれば夏号発行月となる7月1日適用とする。）

5 設計単価の管理基準

(1) 管理は物価資料に掲載されている単価の毎号管理を原則とする。

(2) 物価資料に掲載されている資料等については、運用中の設計単価に対して±5%以上の変動が生じた場合に改定することを標準とする。

(3) 丸鋼類（鉄筋用小型丸剛、異形棒鋼）及び鋼矢板の材料単価並びに鋼矢板、H型鋼、鋼製山留材、覆工板及び鋼板（敷鉄板）の賃料については、いずれかの規格において±5%以上の変動が生じた場合に当該資材の全ての規格の設計単価を改定することを標準とする。（例：異形棒鋼のうち1規格に±5%以上の変動が生じた際は、異形棒鋼全規格の単価を改定する。）

(4) 油脂類（ガソリン、軽油、灯油、重油）市場単価及び土木工事標準単価については、変動が生じた場合に改定することを標準とする。

6 建築工事の単価の決定等について

「青森県県土整備部建築工事単価等決定要領」による。

7 その他

本要領の運用は、別途「青森県農業農村整備設計単価管理要領の運用」に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 前要領「農業農村整備土木資材単価管理要領」は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年10月1日から適用する。